

令和7年度第1回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会

- 1 開催日時 令和7年5月15日(木) 午後2時30分開会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階会議室3-1(災害対策室)

3 出席委員

会 長	安枝 玲司	委 員	高橋 美緒
会長代理	杉浦 弘樹	委 員	山門 ひとみ
委 員	東 昌幸	委 員	畑 弘和
委 員	内藤 恵子	委 員	栗林 典代
委 員	牧野 喜美代	委 員	藤井 希和
委 員	保坂 勝美		

(欠席委員)

委 員	中村 武仁	委 員	佐久間 貴章
-----	-------	-----	--------

4 出席職員

市長	粕谷 智浩	市民子育て部 部長	金子 則彦
市民子育て部 次長	齋藤 智宏	保険年金課 副参事	今村 豪
保険年金課 副課長	長谷川 雅史	保険年金課 国保資格給付班	小泉 愛瀬

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) その他

7 議 事

【議 事】

議 長 それでは、規定により、本日の議長を務めさせていただきます。

議題1ではありますが、先ほど市長からの指紋がございました「袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

【議 題 1】

事 務 局 議題1「袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、配布資料により説明。

【質 疑】

委 員 課税限度額についてですが、医療分・後期分・介護分があり、今回の改正では医療分と後期分が上がるということですが、介護分を合計すると限度額は109万円となり、かなり額になりますが、収入額もしくは所得額でいうと、どのぐらいの人がこの限度額に達するのか教えてください。

事 務 局 世帯構成や状況によっても変わってきますので、一例としてお伝えしますが、給与収入のある世帯主、専業主婦の妻、15歳及び10歳の子の4人世帯の場合ですと、109万円の限度額に達するのは、給与収入で1,022万7,000円になります。

また表にも示しましたが、医療保険分、後期高齢者分、介護保険分の3つに分かれておりまして、それぞれで収入の上限額が変わってきます。

介護分は808万9,000円、後期分は1,022万7,000円、医療分は979万4,000円、この金額を収入額が超えるとそれぞれ限度額に達しますので、全てが限度額に達する収入となると1,022万7,000円となります。

委 員 給与収入額だと約1,000万ということで、協会けんぽのような大規模な団体ですと、標準報酬月額があり、その金額は65万か6,70万円ですが、それと比べると、国民健康保険の場合は、かなりの所得の方までが対象となり、問題

になっている社会保険との差の拡大が、この限度額見ても広がっていくということになります。それだけ担税能力があるということですから、この改正は致し方ないなども考えております。これは毎年上がってるようではございますけれども、今後も同様な感じでしょうか。

事務局 今回で改正は、後期高齢者支援金分が24万円から26万円に2万円上がってますが、収入ベースで言いますと、昨年だと収入945万7,000円以上の方が限度額となっていました。今回は1,022万7,000円ということで、収入額としては80万弱上がっている状況です。

【採 決】

議長 議題1「袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成される方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議題1について承認。

【その他】

事務局 市国民健康保険財政の現状及び今後の予定について、配布資料より説明。

【質 疑】

委員 今後の保険証の取扱いについて、去年の12月2日からマイナンバーカードに全て移行したとのことで、今持っている保険証は7月末までの有効期限ですが、今後の保険証とマイナンバーカードを持ってない人はどうなるのか、後期高齢者医療保険も含めて教えてください。

事務局 まず国民健康保険の方からご説明させていただきますと、現在7月31日までの有効期限の保険証がお手元にあるかと思っております。

8月1日以降について、マイナンバーカードと保険証を紐

付けしている方は、マイナンバーカードを保険証として利用していただき、被保険者の資格について「資格情報のお知らせ」が送付されます。

マイナンバーカードを持っていない方及びマイナンバーカードを保険証として使用できない方については、資格確認書という今までの保険証と同じようなものが来年7月31日までの有効期限内で送付されます。

後期高齢者医療保険につきましては、マイナンバーカードに保険証を紐付けしている方、してない方に関係なく全世帯に資格確認書が送付されます。

委員 国民健康保険の方は、マイナ保険証を使用できる人は使用し、紐づけている人は保険証が送られずに書類が送付されるということですか。

事務局 そのとおりです。なお、「資格情報のお知らせ」はマイナンバーカードが何かしらの事情で使えなくなった際に、資格を証明する書類です。

委員 後期高齢者医療保険の方は、従来どおり資格確認書が送られてきて、両方併用できるということですね。

マイナンバーカードには、当然家族情報も登録されているので、3割負担や1割負担といった情報も登録されているのでしょうか。

事務局 登録されています。

【閉 会】

午後3時10分閉会

袖保第237号
令和7年5月15日

袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会長 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(諮問)

下記のことについて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条
第2項の規定により諮問します。

記

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

袖 国 運 第 2 号

令和 7 年 5 月 1 9 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会

会 長 安 枝 玲 司

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（答申）

令和 7 年 5 月 1 5 日付け袖保第 2 3 7 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 会議日時 令和 7 年 5 月 1 5 日（火）午後 2 時 3 0 分から
- 2 出席委員 1 1 人（定数 1 3 人）
- 3 会議場所 袖ヶ浦市役所北庁舎 3 階災害対策室
- 4 諮問事項 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 答申内容 原案のとおり承認する